

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続の中止について（お知らせ）

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、お知らせします。

令和 7 年 5 月 9 日 那覇地方法務局 登記官 牧野智浩

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第3608-2021-0055号	中頭郡北中城村字渡口中原 1 9 6 1 番
第3608-2021-0057号	中頭郡北中城村字渡口中原 1 9 6 9 番